

広情個審第118号
令和2年3月31日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書不存在に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和元年11月29日付け広企公第41、43、45、47、49、51号で諮問
のあったことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第315～320号事案）

答 申 書

請問のあった事案について、次のとおり答申します。

【請問事案】

- ① 令和元年11月29日付け広企公第41号の請問事案（請問第315号事案）

平成31年4月1日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月17日付け広企公第6号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定に対する同年6月30日付け審査請求（同年7月5日受理）

- ② 令和元年11月29日付け広企公第43号の請問事案（請問第316号事案）

平成31年4月1日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同月17日付け広企公第7号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定に対する同年5月16日付け審査請求（同年7月5日受理）

- ③ 令和元年11月29日付け広企公第45号の請問事案（請問第317号事案）

平成31年4月1日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同月17日付け広企公第8号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定に対する同年6月5日付け審査請求（同年7月5日受理）

- ④ 令和元年11月29日付け広企公第47号の請問事案（請問第318号事案）

平成31年4月1日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同月17日付け広企公第9号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定に対する同年5月7日付け審査請求（同年7月5日受理）

- ⑤ 令和元年11月29日付け広企公第49号の請問事案（請問第319号事案）

平成31年4月1日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同月17日付け広企公第10号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定に対する同年5月12日付け審査請求（同年7月5日受理）

- ⑥ 令和元年11月29日付け広企公第51号の請問事案（請問第320号事案）

平成31年4月1日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同月17日付け広企公第11号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定に対する同年7月3日付け審査請求（同年7月5日受理）

1 審査会の結論

実施機関が、上記6件の公文書開示請求（以下これらを合わせて「本件開示請求」という。）に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、次のとおりである。

（1） 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が

行った本件開示請求について、実施機関が行った「公文書不存在通知」の「処分を取り消す。」との裁決を求め、請求している公文書の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

市職員の日本語の読解力並びに表現力不足について当方が補うものではない。

請求する文書に記述した内容の行政行為を行った事実があり、その行政行為の正当性を裏付ける資料の提供を求めたものである。

当方が受け取った市教委もしくは市から受領した書面中に意味不明の文言（本件、請求した公文書欄に示す）、いわゆる駄文が記された文章では当方が理解できようはずはない。

以上を踏まえ、不存在であろうはずがない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主張は、次のとおりである。

請求の対象となっている公文書を保有していないため、請求人の主張には理由がないと考える。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 審査の併合

諮問第315号から第320号までについては、請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、当審査会は併合して審査することとした。

(2) 経緯

ア 請求人は、平成31年3月20日に郵送で広島市公文書館（以下「公文書館」という。）に公文書開示請求書431枚を提出して、広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が保有する文書の開示を求めた。

なお、公文書館は、平成31年3月22日付けで公文書開示請求書431枚を受け付けた。

イ 教育委員会は、前記アの開示請求の対象が不明確であることから、平成31年3月29日付けで請求人に補正要求書（以下「補正要求書」という。）を送付し、どのような施策、事業、対応等について知りたいのか明確に示すよう求めた。

なお、補正要求書には、請求人が公文書開示請求書431枚を公文書館に提出した日及び公文書館が開示請求書431枚を受け付けた日が記載されていたが、公文書開示請求書431枚の作成日が平成31年3月1日から同月21日までの21日にわたっていたことから、補正の参考となるよう、作成日ごとの枚数も併せて記載されていた。

ウ 請求人は平成31年4月1日付けで、補正要求書について本件開示請求を行い、請求人が書面作成日及び書面件数並びに公文書館の受付枚数及び受付日等（以下「作成日等」という。）を承知しておかなければならぬ根拠及び権限の開示を求めた。

エ 実施機関は、本件開示請求に対し、請求の対象となる公文書を保有していないことから、不存在を理由とする不開示決定を行った。

（3）判断理由

公文書開示請求書の補正については、条例第6条第2項の「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」以外に定めたものではなく、請求人に作成日等の把握を義務付けるような規定はない。

なお、教育委員会が補正要求書に請求人が公文書開示請求書431枚を公文書館に提出した日等を記載しているのは、条例第6条第2項後段の規定に基づき、補正の参考となる情報を提供したに過ぎない。

以上のことから、請求の対象となっている公文書をいずれも保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が本件開示請求に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 1. 11. 29	広企公第41、43、45、47、49、51号の諮問を受理 (諮問第315、316、317、318、319、320号で受理)
R 2. 1. 17 (第1回審査会)	第1部会で審議
R 2. 2. 21 (第2回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿 (五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授